

静岡県大井川広域水道企業団 特定事業主行動計画

令和5年度実施状況の公表

静岡県大井川広域水道企業団は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づき、目標設定や取組内容を定めた特定事業主行動計画を策定・実施しております。

令和5年度の実施状況について、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

【目標1】

(1) 育児休業の取得率を 100% とする。

区分	目標	対象者	取得者	取得率	達成状況
令和5年度実績	100%	1名	1名	100%	達成

(2) 男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得率を 100% とする。

区分	目標	対象者	取得者	取得率	達成状況
令和5年度実績	100%	1名	1名	100%	達成

【目標2】

(1) 年次有給休暇の取得日数を平均 15 日以上とする。

区分	目標	年次有給休暇取得日数	達成状況
令和5年度実績	15 日以上	17 日0時間 30 分	達成

(2) 災害等の特別な場合を除き、月の上限(45 時間)を超えて時間外勤務を行う職員を「0」とする。

区分	目標	月の上限を超えて時間外勤務時間を行った職員数	達成状況
令和5年度実績	0人	2人	未達成